（前部反射器）

第三十四条　（略）

2～5　（略）

6　次に掲げる自動車については、細目告示第四十七条第一項及び別添五十二４・18・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第四十七条第一項及び別添五十二４・18・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部反射器の型式が同一であるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

7　（略）

（側方灯及び側方反射器）

第三十五条　（略）

2～13　（略）

14　次に掲げる自動車については、細目告示第四十八条第一項及び別添五十二４・21・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十八条第一項及び別添五十二４・21・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と側方灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

15　次に掲げる自動車については、細目告示第四十八条第三項及び別添五十二４・20・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第四十八条第三項及び別添五十二４・20・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と側方反射器の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

16～19　（略）

（前部反射器）

第三十四条　（略）

2～5　（略）

6　保安基準第三十五条の規定が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十七条第一項及び別添五十二４・18・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第四十七条第一項及び別添五十二４・18・２・の規定に適合するものであればよい。

7　（略）

（側方灯及び側方反射器）

第三十五条　（略）

2～13　（略）

14　保安基準第三十五条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十八条第一項及び別添五十二４・21・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十八条第一項及び別添五十二４・21・２・の規定に適合するものであればよい。

15　保安基準第三十五条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十八条第三項及び別添五十二４・20・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第四十八条第三項及び別添五十二４・20・２・の規定に適合するものであればよい。

16～19　（略）